

新潟市私立高等学校学費助成要綱

	昭和 53 年	4 月	1 日
改正	昭和 54 年	4 月	1 日
改正	昭和 56 年	4 月	1 日
改正	平成 4 年	4 月	1 日
改正	平成 6 年	6 月	1 日
改正	平成 7 年	6 月	1 日
改正	平成 8 年	6 月	1 日
改正	平成 9 年	5 月	1 日
改正	平成 9 年	6 月	1 日
改正	平成 10 年	6 月	1 日
改正	平成 12 年	6 月	1 日
改正	平成 13 年	1 月	1 日
改正	平成 15 年	6 月	1 日
改正	平成 18 年	4 月	1 日
改正	平成 19 年	6 月	1 日
改正	平成 22 年	11 月	1 日
改正	平成 23 年	4 月	1 日
改正	平成 23 年	11 月	1 日
改正	平成 25 年	8 月	1 日
改正	平成 26 年	4 月	1 日
改正	平成 29 年	4 月	1 日
改正	令和 2 年	4 月	1 日
改正	令和 5 年	4 月	1 日

(目的)

第1条 この要綱は、私立高等学校（通信制の専攻科を除く。）に在学している生徒の保護者等に対し、学費を助成することにより、修学上の経済的負担の軽減を図るものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私立高等学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

2 この要綱において「学費」とは、保護者等が私立高等学校に対して支払う学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)の学生生徒納付金収入に計上されているもののうち、施設整備費相当に該当するものをいう。

(支給の対象)

第3条 補助金の支給の対象となる者は、私立高等学校に在学している生徒を有し、かつ、新潟市民である保護者等であって、その世帯が次の各号の一に該当するものとする。

(1) 市民税が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項第2号及び第3項により非課税とされた世帯

(2) 支給対象年度の途中で主たる保護者等の死亡、疾病又は災害等のり災により、前号に規定すると同程度の低所得となった世帯

2 保護者等が母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第25条第7号に規定する男子に該当する者である場合は、当該保護者等の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号又は同条第3項及び第314条の6（寡婦又は寡夫に関する部分に限る。）の規定の例により、市町村民税を算定した場合に得られる課税額に基づいて決定する。

3 第1項に規定する「保護者等」とは、私立高等学校に在学している生徒の学費を負担して

いる者又はその生徒本人をいう。

4 ただし、新潟県私立高等学校等学費軽減事業補助金交付要綱（平成6年5月30日制定）

別表の「1 高校事業」の施設整備費等全額軽減補助の該当者は除く。

（補助金の額）

第4条 助成金の額は、私立高等学校に在学する生徒1人について年額23,300円を上限とし、申請年度の在学期間に応じて別に定める額とする。

（支給の申請等）

第5条 助成金の支給を受けようとする者は、申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の時期は、1月とする。

3 第1項の規定による申請は、その生徒が在学する私立高等学校を経由して行うものとする。この場合においては、私立高等学校は、「学費助成金の申請について（副申）」（別記第2号様式）を市長に提出するものとする。

（支給の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を支給するか否かを決定し、支給決定通知書（別記第3号様式（1））、不支給決定通知書（別記第3号様式（2））によりその結果を通知しなければならない。

（実績報告等の取扱い）

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、第5条の規定による補助金の交付申請があったときに当該申請書によってなされたものとする。

2 補助金の額の確定は、第6条の規定による補助金の交付を決定するときにあわせて行うものとする。

（基準日）

第8条 第5条第1項の規定による申請は、1月1日を基準として行う。

(助成金の支給の時期等)

第9条 助成金の支給の時期は、2月とし、第4条に規定された助成金を支給するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

(特例措置)

2 平成10年度に限り、第2条第1項第2号に規定する市民税の所得割の税額については、地方税法附則第3条の4の規定による特別減税前の税額によるものとする。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年 11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、制定の日から施行し、改正後の新潟市私立高等学校学費助成要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年１１月１日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年８月１日から実施し、平成２５年度分として交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

年 月 日

(あて先) 新潟市長

住所 〒 新潟市

申請者
(保護者等) 氏名 印
(連絡先 電話 : ー ー)

新潟市私立高等学校学費助成金支給申請書

平成 2 3 年度の学費助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 生徒氏名等

学校名	学年・組	氏名
	年 組	

2 申請金額 金 円

3 支給を受けたい理由 (該当欄の番号を○で囲むこと)

- (1) 市民税が、地方税法第 2 9 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 項により非課税とされた世帯
- (2) 年度の途中で、保護者等の死亡及び災害等により、(1)と同程度の状況となった世帯
- (3) 東日本大震災に伴い、住宅が全壊または半壊した世帯
- (4) 年 月 日現在、避難区域等 (東日本大震災に伴い原子力災害対策特別措置法による警戒区域、計画的避難指示区域及び緊急時避難準備区域に指定された区域をいう。)に居住していた世帯

4 世帯構成等

続柄	氏名	住所

5 助成金振込口座

金 融 機 関 名		種別	口座番号 (7 けた)	フリガナ
金融機関番号 (4 けた)				氏名
支 店 名		普 通		
支 店 番 号 (3 けた)		当 座		

口座名義人の氏名は、必ず申請者氏名と同一としてください

別記第 2 号様式

年 月 日

(あて先) 新潟市長

学 校 名

代 表 者

印

新潟市私立高等学校学費助成金の支給の申請について (副申)

別紙生徒について、 年 1 月 1 日現在当校に在学していることを証明し、その支給の申請について副申します。

別記第3号様式(1)

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

(担当 部 課)

新潟市私立高等学校学費助成金支給決定通知書

あなたから申請のありました学費助成金は、次のとおり決定いたしましたので通知します。

なお、支給は口座振替によって行います。

記

・支給額 金 円

・支給日 年 月 日

別記第 3 号様式（2）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長
(担当 部 課)

新潟市私立高等学校学費助成金不支給決定通知書

あなたから申請のありました学費助成金は、下記の理由により支給できませんので、お知らせします。

記

理由